

村上市手数料条例（抜粋）

手数料を徴収する事項	単位	金額	摘要
(26) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査			
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積が			
ア 0.1ha未満のとき	1件につき	8,600円	
イ 0.1ha以上0.3ha未満のとき	1件につき	22,000円	
ウ 0.3ha以上0.6ha未満のとき	1件につき	43,000円	
エ 0.6ha以上1ha未満のとき	1件につき	86,000円	
オ 1ha以上3ha未満のとき	1件につき	130,000円	
カ 3ha以上6ha未満のとき	1件につき	170,000円	
キ 6ha以上10ha未満のとき	1件につき	220,000円	
ク 10ha以上のとき	1件につき	300,000円	
主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積が			
ア 0.1ha未満のとき	1件につき	13,000円	
イ 0.1ha以上0.3ha未満のとき	1件につき	30,000円	
ウ 0.3ha以上0.6ha未満のとき	1件につき	65,000円	
エ 0.6ha以上1ha未満のとき	1件につき	120,000円	
オ 1ha以上3ha未満のとき	1件につき	200,000円	
カ 3ha以上6ha未満のとき	1件につき	270,000円	
キ 6ha以上10ha未満のとき	1件につき	340,000円	
ク 10ha以上のとき	1件につき	480,000円	
その他の場合 開発区域の面積が			
ア 0.1ha未満のとき	1件につき	86,000円	
イ 0.1ha以上0.3ha未満のとき	1件につき	130,000円	
ウ 0.3ha以上0.6ha未満のとき	1件につき	190,000円	
エ 0.6ha以上1ha未満のとき	1件につき	260,000円	
オ 1ha以上3ha未満のとき	1件につき	390,000円	
カ 3ha以上6ha未満のとき	1件につき	510,000円	
キ 6ha以上10ha未満のとき	1件につき	660,000円	
ク 10ha以上のとき	1件につき	870,000円	

(27) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、その手数料の額は、87万円とする。		
	ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)	開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ(26)の号に規定する額に10分の1を乗じて得た額	
	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ(26)の号に規定する額	
	ウ その他の変更	10,000円	
(28) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	1件につき	26,000円	
(29) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査			
承認申請をする者が行おうとする開発行為が			
ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha未満のものである場合	1件につき	1,700円	
イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha以上のものである場合	1件につき	2,700円	
ウ ア及びイ以外のものである場合	1件につき	17,000円	
(30) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき	470円	